

Center 宿泊約款

作成：2022年8月1日

改定：2025年1月1日

適用範囲

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規約（以下、「利用規約」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

第1条2項 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申し込み

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- イ. 宿泊者名
- ロ. 宿泊日および到着予定時刻
- ハ. 携帯電話番号もしくはEメールアドレス
- ニ. 日本在住の場合は住所、外国籍の場合は国籍および旅券番号
- ホ. 宿泊人数
- ヘ. その他当館が必要と認める事項

第2条2項 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第2条3項 第一項に基づき当館に申し出のあった内容に変更が生じた際は、変更後の内容を速やかに当館に申し出ていただきます。

第2条4項 18歳未満（高校生を含む）のみのご宿泊は、ご宿泊者全員分の保護者の同意書が必要となります。中学生以下は保護者同伴で利用可能です。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第3条2項 前項の規定により1泊以上の宿泊契約が成立したときは、原則として宿泊日数の基本宿泊料を、チェックイン時に全額お支払いいただきます。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5. 宿泊しようとする者が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
9. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第5条2項 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

第5条3項 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 2. 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
 3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 4. 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
 5. 宿泊客が当館もしくは当館従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 6. 宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 7. 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。
 8. 一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。
 9. 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。
 - ・拳銃
 - ・刀剣類
 - ・著しく悪臭を発する物品
 - ・著しく大量の物品
 - ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
 - ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
 - ・その他、法令により所持が禁止されているもの
 10. ホテルの備品または物品をホテルの外に持ち出し、またはホテル内の別の場所に移動したとき。
 11. 建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
 12. ホテル内で他の宿泊客、来訪者または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき
 13. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 14. その他当館が定める利用規則に従わないとき。
- 第6条2項 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。宿泊申し込み時点でお申し出いただいた内容に変更がない場合は重複する項目を省略することが出来ます。

1. 宿泊者名、日本在住の場合は国内住所
2. 携帯電話番号もしくはEメールアドレス
3. 外国人にあっては国籍および旅券番号、もしくはパスポートの控え
4. 出発日及び出発予定時刻
5. その他当館が必要と認める事項

第7条2項 宿泊客が第10条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、以下の通りとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

チェックイン 15:00～ / チェックアウト～10:00

第8条第2項 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過4時間までは、1時間につき1人当たり1,000円
- (2) 超過4時間以上は、基本宿泊料の全額

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて宿泊施設内に設置した利用規則に従っていただきます。

第9条2項

当館の営業時間等は原則として次の通りとし、変更がある際はSNSでご案内いたします。

1. フロントサービス・・・月,金,土 11:00～17:00

上記の時間以外はチェックイン時や必要時に都度対応いたします。

2. 門限・・・・・・・・・・なし
3. ショップ・・・・・・・・・・月,金,土 11:00～17:00
4. カフェ・・・・・・・・・・月,金,土 11:00～17:00

第9条3項 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

第10条2項 前項の宿泊料金等の支払いは、日本銀行券及び貨幣（日本円）、又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

第10条3項 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

第10条4項 当館への連絡無しに、チェックアウト後も部屋の鍵を返却しなかった場合は、チェックアウト時刻より4時間経過した場合は全日分の宿泊料相当額を申し受けます。なお、

これは当該違反日の宿泊を約束するものではありません。

第10条5項 当館の部屋の鍵を紛失・破損した場合、鍵交換料として実費を申し受けます。

当館の責任

第11条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第12条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第12条2項 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第13条 宿泊客の物品又は現金並びに貴重品若しくは携行品（当館内の無人荷物置場に置かれた物品等も含む）については、客室及び館内での盗難、紛失、損失に対して、当館は、その損害等は賠償いたしません。但し、当館側の故意又は重過失による事由の場合はその限りではありません。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第14条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

第14条2項 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め1週間保管後に廃棄することとします。

第14条3項 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

第15条 宿泊客が、当館従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、当館は、その賠償はいたしません。

駐車場の責任

第16条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊客の責任

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

免責事項

第18条 当館内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表 1: 宿泊料金等の算定方法 (第 10 条関係)

- 【宿泊料金】 基本宿泊料 (税込表示)
- 【追加料金】 追加飲食、有料サービス

備考 1 基本宿泊料はウェブサイトに掲示する料金表によります。

2 寝具を提供しない小学生以下のお子様については宿泊料金をいたしません。

3 大人に準じる寝具等を利用された際は大人 1 名分の宿泊料金をいただきます。

別表 2: 違約金 (第 5 条関係)

契約解除の通知を受けた日ならびにその際の宿泊料金に対する違約金率

当館が契約解除の通知を受けた日	当日 もしくは通知なし不泊	前日
基本宿泊料に対する違約金の比率	100%	50%

ただし宿泊客がオンライントラベルエージェントを経由して予約を行っている場合は、それぞれのエージェントにて設定されている違約金を優先的に適用するものとします。

付 則

この宿泊約款は、令和7年1月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

以 上

利用規約

Center（以下、当館）では、お客様に安全・快適なご利用をいただくため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

1.適用範囲

当館の全施設（宿泊施設、共用施設、敷地等すべてを含みます。）をご利用の来館者に適用します。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

2.契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

3.当館は全館禁煙、火気厳禁です。周辺は木造建築が多いため、吸い殻のポイ捨てが発覚し、それが悪質である場合、今後の当館の利用を禁止します。

4.客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 宿泊を目的としない利用
- (2) 外来者との客室での面会
- (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他当館の外観を損なう物品を掲示すること

5.駐車場のご利用方法

- (1) 駐車台数は3台となっております。駐車場を使用する場合、事前に予約が必要です。
- (2) 利用時間は、原則としてご到着時から当館が定めるチェックアウト時刻までとさせていただきます。
- (3) 駐車場敷地内での洗車や宿泊は禁止します。

6.責任に関すること

当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決してください。

7.情報に関すること

- (1) 当館は簡易宿所に定義されており、旅館業営業許可にて運営を行っております。
- (2) 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。
 - (イ) お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。
 - (ロ) 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。
- (3) 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生します。無断で使用する事を禁じます。
- (4) 本利用規約に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

8.当館の館内巡回に関すること

フロア内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解・ご了承ください。

以上